

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 2 8 3 号)

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日

横情審答申第283号

平成15年11月13日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年8月26日市総第102号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「『市民局所管外郭団体等人事制度の確立及び市民局所管外郭団体等人事調整協議会の開催について』（平成9年度市総第210号）のうち、市民局外郭団体人事制度関係要綱準則に関する部分（2）人事考課実施要領準則」にある、「別表2 考課基準一覧表」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「『市民局所管外郭団体等人事制度の確立及び市民局所管外郭団体等人事調整協議会の開催について』(平成9年度市総第210号)のうち、市民局外郭団体人事制度関係要綱準則に関する部分(2)人事考課実施要領準則」にある、「別表2 考課基準一覧表」を一部開示とした決定は、妥当ではなく非開示とした部分を開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「『市民局所管外郭団体等人事制度の確立及び市民局所管外郭団体等人事調整協議会の開催について』(平成9年度市総第210号)」のうち、市民局外郭団体人事制度関係要綱準則に関する部分(以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成14年5月21日付で行った本件申立文書を一部開示とした決定のうち、(2)人事考課実施要領準則にある「別表2 考課基準一覧表」(以下「本件一覧表」という。)で非開示とした部分(以下「本件申立部分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第6号エに該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

本件申立部分は、人事考課にあたっての評価要素と具体的な評価の方法を規定しており、開示することによって、日常的に人事考課者と人事考課を受ける者との間に不要の心理的あつれきを生じさせるとともに、人事考課の結果に基づく処遇をめぐって職場内の対立を増加させることになり、各外郭団体における円滑な人事考課の実施と適切な人事管理を阻害することとなる。

また、本件申立文書は、各団体がこれに準拠して独自に人事考課制度を整備するひな形であるものの、検討・策定経過から、当然に各団体がこれによって制度を整備することが期待されており、所管外郭団体等の指導に関する事務の一環として、市民局が行っている人事管理に係る事務に属するものである。

これらのことから、本件申立部分は本号エに該当し、非開示とした。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 異議申立てにかかる処分は次のとおり違法不当である。本件申立文書を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると実施機関は主張しているが、人事評価の過程や結果を記録した文書ではなく、既に決定した準則の別表にあたる「人事考課基準一覧表」に過ぎないから、開示しても、公正かつ円滑な人事の確保に支障がおよぶおそれがあるとは言えず、条例第7条第2項第6号工には該当しないと考える。

むしろ、育成的な人事考課、公正公平な人事評価を期すには考課基準が公開されることが望ましい。

- (3) 現在、外郭団体を含む行政改革が実行段階に入っているが、市民の期待に応えられる職員の育成、職員一人ひとりが市民サービスの提供者として自覚を持ち、市民が何を求めているかを常に意識し、前例にとらわれない、チャレンジ精神にあふれた職員の育成、という観点が特に重要視されている。

「職員の育成」には、「このような能力を伸ばしてほしい」「このような姿勢で仕事に取り組んで欲しい」という管理者側、更にはサービスを受ける市民からの要望が反映された「行動指針」、「行動規範」が職員に明示されている必要がある。

「考課基準一覧表」の内容が、規範の遵守、業務への積極性・チャレンジ精神、責任感、協調性、市民の立場に立っての発想、などであるならば、これらを秘匿する理由はなく、「行動指針」、「行動規範」として機能させるべく職員に明示し、目標意識をもたせるとともに、絶えず自己評価できるようにしなければならない。

さらに、「市民＝顧客」という観点からは、市民に対しても、「職員の資質」が「考課基準一覧表」に書かれている内容で適切かどうか、十分かどうかを積極的に問う姿勢が求められる。

- (4) 「考課基準一覧表」の内容が上記に上げたようなものであれば、少なくとも「行動指針」、「行動規範」となり得る項目については、不要の心理的あつれきを生じさせることはありえない。行動規範が明示されることが何故に職場内対立を増加させるのか理解に苦しむ。人事管理に係わるものが非開示理由になるのは、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がなければならないが、情報公開の趣旨から、こ

れは抽象的漠然としたおそれではなく、具体的なおそれであることが必要である。

- (5) 国や自治体レベルで進められている行政改革では、業績主義を推進する中で目標管理制度や、考課者への訓練の強化、考課基準等の公開など人事制度の改革が進められており、評価の客観性向上が図られている。

即ち、考課の目的・考課制度の内容・考課項目・考課基準・考課方法などは、職員に対してあらかじめ公表する必要がある、どのように評価されるのかがわかれば、職員は評価が上がるように努力する。そして、考課項目や考課基準を認識させることにより、各自に明確な課題を与えることができる。

逆に、制度が公開されていないと、組織に対する不信の原因、意欲欠如となりかねない。

以上のとおり、市外郭団体においても、不祥事が起こりにくい、公的サービスを提供していくにふさわしい内部環境を整備するために、また、考課項目や考課基準を役職員各自に認識させることにより、各自に明確な行動規範を与えることができるよう、「人事考課基準一覧表」を公開することが必要である。

- (6) その他、申立人は考課基準の公開に関する社会の現状と方向性を示すものとして、国及び地方自治体の公開資料を例示している。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成9年7月に市民局総務課が市民局外郭団体等人事調整協議会の事務局として、取りまとめ作成した「市民局外郭団体人事制度関係要綱準則」であり、以下の文書で構成される。

- ア 人事考課に関する要綱準則
- イ 人事考課実施要領準則
- ウ 財団法人 と他の団体との職員交流に関する要綱準則
- エ 横浜市への派遣研修に関する要綱準則
- オ 外郭団体職員の派遣研修に関する協定書(例)
- カ 職員配置換要綱準則
- キ 職員の昇任の基準等に関する要綱準則
- ク 特別昇給の実施に関する要綱準則
- ケ 特別昇給実施要領準則

また、本件申立文書は、各団体が当該準則に準拠して人事制度を整備することを期

待し定められたひな形であり、「市民局所管外郭団体等における人事制度の確立について（依頼）」（平成9年7月8日付市総第210号 横浜市市民局所管外郭団体等人事調整協議会会長（市民局総務部長）発 各団体理事長・会長あて）により、各団体ごとに制度化をすすめるよう依頼されている。

(2) 本件申立部分について

本件申立部分は、本件申立文書の「イ 人事考課実施要領準則」の留意事項として考課者が考課する上での留意点を示した本件一覧表のうち非開示とされた部分であって、人事考課項目について「評価要素」ごとに定義した評価にあたっての着眼点等を明らかにしている部分である。

(3) 条例第7条第2項第6号エの該当性について

ア 条例第7条第2項第6号エでは、「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものについては、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分については、人事考課にあたっての評価要素と具体的な評価の方法を規定しており、開示することによって、日常的に人事考課者と被人事考課者との間に不要の心理的あつれきを生じさせるとともに、人事考課の結果に基づく処遇をめぐって職場内の対立を増加させることになり、各外郭団体における円滑な人事考課の実施と適切な人事管理を阻害するとして、本号エに該当し非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 当審査会が本件申立部分を見分したところ、本件申立部分は、一般的な評価内容であること及びあくまでも準則として各外郭団体に例示したものであり各団体の実際の要領に定める考課基準ではないことからして、これを開示したからといって、実施機関が主張するような支障が、現実に起こりうるとは考え難い。

したがって、本件申立部分については、これを開示しても各外郭団体における円滑な人事考課の実施と適正な人事管理を阻害するおそれがあるとは認められず、本号エに該当しない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立部分を条例第7条第2項第6号エに該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、これを開示すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年8月26日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年9月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年9月27日 (第279回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年9月12日 (第19回第二部会)	・審議
平成15年10月10日 (第21回第二部会)	・審議
平成15年10月24日 (第22回第二部会)	・審議